

平成十四年法律第九十四号

目次	平成十四年法律第九十四号 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機 構法
第一章 総則（第一条—第五条）	第二章 役員及び職員（第六条—第十条）
第二章 業務等（第十一条—第十九条の二）	第三章 雑則（第二十条—第二十三条）
第三章 第五章 執則（第二十四条—第二十五条）	第四章 第五章 執則（第二十四条—第二十五条）
附則	附則
（目的） 第一条 この法律は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。 (名称) (機構の目的)	第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構とする。
第三条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、石油及び可燃性天然ガス（以下「石油等」という。）の探鉱等、石炭の探鉱、水素の製造等、地熱の探査並びに金属鉱物の探鉱等に必要な資金の供給並びに風力の利用に必要な風の状況の調査その他石油及び可燃性天然ガス資源、石炭資源、水素資源、地熱資源、風力資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等・石炭、水素・地熱、風力及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行ひ、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。 (中期目標管理法人)	第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。 (資本金) 第五条 機構の資本金は、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年 事務所） 第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

法律第九十三号。以下「廃止法」という。)附則第四条第三項及び第五条第四項の規定並びに災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十六号)附則第五条第三項及び第六条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

(役員及び職員の地位)

す。

第十一條 機構は、第三条の目的を達成するた

四 採掘及びこれに附屬する事業、海外及び本邦における金属鉱物の選鉱及び製錬並びにこれらに附屬する事業並びに海外及び本邦周辺の海域における二酸化炭素の貯蔵に必要な資金（その資金を供給するために必要な資金を含む。）に係る債務の保証を行うこと。

五 海外における石油等の探鉱及び採取、可燃性天然ガスの液化、金属鉱物の探鉱及び採掘

等立地に二種の施設の興味及びこれに必要なる地層の探査をする権利（その権利を取得する

する権利の取得（機構以外の者によるこれら
の権利の取得を困難とする特別の事情がある

として行うものに限る。)を行ふこと。

炭の採掘等に係る技術に関する指導及び当該技術の実証、地熱の探査に係る技術に関する

指導及び当該技術の実証並ては金属鉱物の採鉱、採掘、選鉱及び製錬に係る技術に関する実証を行うこと。

六 石油等及び石炭の採鉱 地熱の探査 金属
鉱物の探鉱並びに二酸化炭素の貯蔵に必要な
地層の探査に必要な地質調査（石炭の

探鉱に係る調査にあつては海外において行われるものに限り、金属鉱物の探鉱に係る調査にあつては海外に於いて行つれるものである。

て国及び機構以外の者がその費用の一部を負担するもの並びに海域において行われる国民経済に直接もしくは間接的に影響するもの

者が行うことが困難なものとして経済産業省令で定めるものに限り、地熱の探査に係る調

びに風力の利用に必要な風の状況及び地質構造の調査（本邦周辺の海域において行われる

ためのものであつて、経済的又は社会的な特性によつて国及び機構以外の者が行うことが

七 海外における石炭の探鉱に必要な地質構造
に限る。)を行うこと。

の調査その他資源の開発に必要な地質調査本邦における地熱の探査に必要な地質構造の調査（熱源の状況の調査を含む。）及び海外

における金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査（金属鉱業を営む者が外国法人と共同し

除く。同項第四号から第八号までに掲げる業務（金属鉱物に係るものに限る。）、同項第九号に掲げる業務（同号に掲げる船舶の貸付けに限る。）、同項第十四号、第十七号及び第十八号に掲げる業務並びに同項第十九号及び第二十二号に掲げる業務（金属鉱物に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務、同項第二十五号に掲げる業務（第六号に掲げるものをを除く。）、同条第二項第二号に掲げる業務並びに同条第三項の業務（同条第一項第九号口に掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。）

四 第十一条第一項第十五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

五 第十一条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

六 第十一条第一項第二十六号に掲げる業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

七 第十一条第一項第二十六号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第一条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第一項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（利益及び損失の処理の特例等）

第十三条 機構は、第十一条第一号から第三号までに掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるとき

は、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 第十二条第四号に掲げる業務に係る勘定（第六項において「第四号勘定」という。）及び同項第五号に掲げる業務に係る勘定（以下この条において「第五号勘定」という。）について、その規定期間における通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

4 第五号勘定における通則法第四十四条第一項の規定の適用については、同項中「その残余の額」とあるのは、「その残余の額に経済産業省令で定める率を乗じて得た額以上の額」とする。

5 機構は、第五号勘定において、前項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項本文の規定による整理を行つた後、なお残余があるときは、経済産業大臣の認可を受けて、その残余の額を第十九条第一項の鉱害防止事業基金に組み入れることができる。

6 機構は、第四号勘定及び第五号勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文（第五号勘定にあつては、第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項本文）又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関する必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及びエネルギー・金属鉱物資源債券）

第十五条	政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決により、機構の長期借入金を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。 （償還計画）
第十六条	機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、経済産業大臣の認可を受けなければならない。 （信用基金）
第十七条	機構は、第十一条第一項第三号に掲げる業務（石油等に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務に関する信用基盤を設け、第十五条第二項後段の規定により政府が示した金額をもつてこれに充てるものとする。
第十八条	前項の信用基金は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加又は減少するものとする。 （債務保証の限度）

の条において同じ。)に係る債務の現在額が第五条第二項の規定により前条第一項の信用基金に充てるべきものとして出資された金額及び同条第二項の規定により信用基金が増加又は減少した金額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算定した金額に政令で定める数を乗じた金額を超えることとなる場合には、新たに同号の規定による保証をしてはならない。
(鉱害防止事業基金)

第十九条 機構は、第十一条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、鉱害防止事業基金を設け、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により拠出された金額と第十三条第五項の規定により組み入れられた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 通則法第四十七条及び第六十七条(第七号に係る部分に限る。)の規定は、鉱害防止事業基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。
(安定供給確保支援基金の設置等)

第十九条の二 機構は、経済産業大臣が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標において安定供給確保支援業務に関する事項を定めた場合には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第一項に規定する基金(次項において「安定供給確保支援基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、安定供給確保支援基金に充てる資金を補助することができる。

3 経済産業大臣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十条第三項又は第十一条第三項において準用する同法第九条第八項の規定による通知をした場合において、必要があると認めるときは、機構に対し、前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

4 前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

及び整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十号）整備法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる部分に限る。）並びにこれらに基づく命令」とする。

4 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他政令で定める法人に対し、石炭経過業務（整備法附則第五条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に限る。第七項において同じ。）の一部を委託することができる。

5 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の認可に係る業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。

6 第四項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は政令で定める法人（以下この条において「受託金融機関等」という。）の役員及び職員であつて当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

7 経済産業大臣は、石炭経過業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、受託金融機関等に対し、その委託を受けた業務に關し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関等の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

8 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

9 第七項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

10 第七項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関等の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

（石炭経過勘定における納付金等）
第七条 機構は、石炭経過勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、経済産業大臣が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額のうち、石炭経過業務に必要な資金に充てるべき金額を勘

案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

一 通則法第四十四条第一項の規定による積立金がある場合 整備法附則第三条第二項の規定によりその償還についてなおその効力を有することとされる旧構造調整法第二十五条第一項第八号、第十一号の二及び第六号の四

の規定による貸付金並びに整備法附則第五条の規定による貸付金（以下この条において「貸付金」と総称する。）の償還金で当該中期目標の期間中に償還されたものの合計額に当該積立金に相当する金額を加えた金額

二 通則法第四十四条第二項の規定による繰越欠損金がある場合（同条第一項の規定による積立金及び同条第二項の規定による繰越欠損金のいずれもない場合を含む。）貸付金の償還金で当該中期目標の期間中に償還されたものの合計額

経済産業大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。機構は、第一項の規定により納付金を納付したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額により、それぞれ資本金を減少するものとする。

一 第一项第一号に掲げる場合 納付金の納付額から同号の積立金の額に相当する金額を差し引いた金額

二 第一项第二号に掲げる場合 紳付金の納付額に同号の繰越欠損金の額に相当する金額を加えた金額（繰越欠損金がない場合にあっては、納付金の納付額）

三 手続その他積立金及び貸付金の償還金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）
第八条 附則第三条から第五条までに定めるものほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則 （平成一六年六月一八日法律第一二六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

一 及び二 略
三 附則第四十二条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日
附 則 （平成一六年六月一八日法律第一二七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日
附 則 （平成一四年九月五日法律第七六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 附則（平成一六年六月二三日法律第一三〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第七条、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日

附 則 （平成一六年六月二三日法律第一三五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）の公布の日のかずか遅い日
附 則 （平成一七年七月二六日法律第七七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、公布の日

から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（罰則の経過措置）
二 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
二 附則第五条、第六条及び第十条の規定 公布の日
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
二 附則（平成一六年六月二三日法律第一三〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 附則（平成一六年六月二三日法律第一三五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）の公布の日のかずか遅い日
附 則 （平成一七年七月二六日法律第七七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、公布の日

三 附則（平成一七年七月二六日法律第七七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、公布の日

三 附則（平成二三年六月二日法律第三九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、公布の日

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の権利及び義務の承継等)
第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の時において現に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「開発機構」という。)が有する権利及び義務であつて、附則第二十一条の規定による改正前の開発機構法(次条において「旧開発機構法」という。)第十五条第一項第七号及び第十一号(附則第十六条の規定による改正前の非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第十二条第二号(地熱の探査及び地熱資源の開発に係る部分に限る。)及び第三号(地熱の探査及び地熱資源の開発に必要な地

2 機構は、この法律の施行の際に第三条の規定による改正前の機構法第十一項第一項第十号の規定により管理を行つてゐる国家備蓄石油については、第三条の規定による改正後の機構法第十一項第十号の規定にかかるわらず、この法律の施行の日から起算して二年を経過するまでの間は、従前の例により引き続き管理を行ふことができる。

第三条 経済産業大臣は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「旧備蓄法」という。）第三十一条の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）に管理を委託している旧備蓄法第二条第十項に規定する国家備蓄石油（旧備蓄法第二条第二項に規定する指定石油製品に限る。以下この条において同じ。）については、新備蓄法第二十九条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日（その日前に新備蓄法第二十九条の規定に基づき当該国家備蓄石油の管理を新備蓄法第五条第一項に規定する石油精製業者等に委託した場合には、当該委託の日。次項において同じ。）までの間は、引き続き機構にその管理を委託することができ

3 義務を承継したときは、その承継の際、同項の承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）第四十四条第一項の規定により積立金として整理されている金額があるときは当該金額を控除した金額とし、同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 第一項の規定により機構が開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧開発機構法附則第十二条第二項に規定する石炭経

第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の時において現に開発機構が有する権利及び義務であつて、旧開発機構法附則第十二条第一項に規定する業務に係るものは、その時において、権利及び義務の承継に關し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い機構が承継する。

3 を受けなければならない。

第一項の規定により機構が開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項の承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

4 前項の資産の価額は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

5 前項の評価委員その他評価に関して必要な事項は、政令で定める。

6 開発機構は、第一項の規定により機構が開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、第三項の規定により機構に対して出資されたものとされた額によりその資本金を減少するものとする。

第八条 附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により機構が権利の承継をする場合における当該承継に伴う登記については、それぞれ当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第九条 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前に

第二条の規定（機構法第十一項第一項第九号に掲げる業務及び同条第三項の業務に係る部分に限る。）は、平成二十四年十月一日以後に行われる機構法第十一項第九号に掲げる業務又は同条第三項の業務に係る経理の区分について適用し、同年九月三十日以前に行われる同条第一項第九号に掲げる業務又は同条第三項の業務に係る経理の区分については、なお従前の例に

総額の際、旧開発機構法附則第十二条第一項に規定する石炭経過勘定に属する資本金の額により定する資本金を減少するものとする。

6 5
第六条 開発機構の附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日を含む中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。）に係る旧開発機構法附則第十三条の規定による納付金の納付その他積立金及び貸付金の償還金の処分については、機構が從前の例により行うものとする。

7 第七条 前条第二項の規定は第一項の承継計画書について、同条第四項及び第五項の規定は第二項の資産の価額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「附則第一条第二号」とあるのは、「附則第一条第三号」と読み替えるものとする。

8 (区)分経理に関する経過措置

(その他の経過措置の政令等への委任) 第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

く政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(施行期日) 七号抄
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十一条の規定 公布の日
(処分等の効力)
第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づ

一・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）。附則第五条において「開発

質構造（熱源の状況を含む。）の調査に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に掲げる業務

過勘定において、積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に

にした行為に対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

附 則（平成三十一年二月一四日法律第
九四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（経過措置）

第三十五条 この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和二年六月一二日法律第四九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項中電気事業法目次の改正規定（電気事業者）を「電気事業者等の」に、「供給命令等」を「災害等への対応」に、「第三十三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」を「第三十四条の二」に改める部分に限る。）、同法第二十六条の次に二条を加える改正規定、同法第二十七条第一項の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第二十九条の十二の改正規定、同法第三十一条の前における改正規定、同法第三十二条の改正規定、同法第三十三条の二とす

る改正規定、同節第五款に一条を加える改正規定、同節第五款に二条を加える改正規定、同法第六款中第三十四条を第三十四条の二とす

る改正規定、同節第五款に二条を加える改正規定、同法第六款中第三十四条を第三十四条の二とす

る改正規定（「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める部分に限る。）及び同法第二百二十八条第一項第三号、第七条の四第五項第三号及び第六十六条の正規規定並びに次条並びに附則第五条から第九条まで、第十二条及び第十五条の規定、附則第六项の中租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第三号、第七条、第十八条、第二十四条から第二十六号、第十七条の規定による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

三 第十二条この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置（罰則に関する経過措置）

（検討）

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

四 第十三条この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置（罰則に関する経過措置）

（検討）

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した後適当な時期において、電気供給体制の強靭化及び持続可能性の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘査し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

五 第十四条この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置（罰則に関する経過措置）

（検討）

第十五条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第一条この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

二 第二条この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

三 第三条前条に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

四 第四条この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

五 第五条この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

六 第六条この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

七 第七条この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

八 第八条この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

九 第九条この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

十 第十条この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

十一 第十一条この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

十二 第十二条この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

十三 第十三条この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

十四 第十四条この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

十五 第十五条この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

十六 第十六条この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

十七 第十七条この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

二 附則第三十二条の規定 公布の日改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第五条中独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十一項第一項に一号を加える改正規定、同法第十二条第一項の改正規定及び第六項の改正規定、第三条の規定、第六条中電気事業法第二十七条の二十七第三項の改正規定、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第三十三条の三の改正規定（「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める部分に限る。）及び同法第二百二十八条第一項第三号に二条を加える改正規定並びに附則第五条から第九条まで、第十二条及び第十五条の規定、附則第六项の中租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第三号、第七条、第十八条、第二十四条から第二十六号、第十七条の規定による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

三 附則第二十九条及び第三十条の規定 経済策を一体的に講ずることによる安

全保障の確保の推進に関する法律の施行の日前

の日が経済施策を一体的に講ずることによる安

全保障の確保の推進に関する法律の施行の日前

である場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（表）

別表第二号を

附則第七条（見出しを含む。）

中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」を

別表第二号を次のように改め

る。

（表）

別表第二号を

附則第七条（見出しを含む。）

中「独立行政法人エネルギー・金

属鉱物資源機構法」に改める。

（表）

別表第二号を

附則第七条（見出しを含む。）

中「独立行政法人エネルギー・金

属鉱物資源機構法」を

別表第二号を

附則第七条（見出しを含む。）

中「独立行政法人エネルギー・金

属鉱物資源機構法」に改める。

（表）

別表第二号を

附則第七条（見出しを含む。）

状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（調整規定）

第三十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行

の日が経済施策を一体的に講ずることによる安

全保障の確保の推進に関する法律の施行の日前

である場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（表）

別表第二号を

附則第七条（見出しを含む。）

中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」を

別表第二号を次のように改め

る。

（表）

別表第二号を

附則第七条（見出しを含む。）

中「独立行政法人エネルギー・金

属鉱物資源機構法」に改める。

（表）

別表第二号を

附則第七条（見出しを含む。）

中「独立行政法人エネルギー・金

属鉱物資源機構法」を

別表第二号を

附則第七条（見出しを含む。）

中「独立行政法人エネルギー・金

属鉱物資源機構法」に改める。

（表）

別表第二号を

附則第七条（見出しを含む。）

として、この法律による改正後の規定の施行のとおり、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略

三 第一条の規定（前二号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十九条第一項第一号の改正規定（第十九十八

十一条から第十二条まで及び第二十八条の規定

第十一条第一項第一号の改正規定（第十九十八

十一条から第十二条まで及び第二十八条の規定

施行する。ただし、附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和六年五月二十四日法律第三八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十二条の規定 公布の日

二 略

三 第二章第一節(試掘に係る部分に限る)、同章第二節(試掘及び試掘権に係る部分に限る)、同章第三節第三款、第六十五条(試掘に係る部分に限る)、同章第四節(試掘に係る部分に限る)、第五章及び第六章(試掘に係る部分に限る)、第百三十一条(第一号(第四条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項及び第百二十条第一項に係る部分に限る。)に係る部分に限る)、第百三十二条第二項(試掘者に係る部分に限る)、第百三十三条(前号に掲げる規定及び第十条第一項に係る部分を除き、試掘に係る部分に限る)、第百三十四条(試掘に係る部分に限る)、並びに第百三十七条第二項の規定(これらの規定に係る罰則を含む)並びに附則第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十七条及び第十九条から第二十一条までの規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第二十一条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為及び附則第十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。